



※最初は
「パンフレ
ットを譲つ
て」と言つ
て接觸し、
後日さまさ
まな名目で
金錢を要求
する手口で

生活相談 パンフレット

が、注文を受けたとし
つこく言われて了承し
てしまつた。

す。

【アドバイス】

アイネスが2013
年度の1年間に受け付
けた消費生活相談は3
878件で、前年度が
862件増加しました。

からの「健康食品」に
関する相談は178件
あり、その多くが「送
りつけ商法」による手
口でした。

【事例2】「有料老

高齢者が契約当事者と
なる相談が年々増えて
いて、最も多かったの
は電話による勧説販売
でした。特徴的な事例
を紹介します。

【事例1】「注文の
あった健康食品を送り
ます」という電話があ
つた。全く身に覚えが
なかつたので断つた。すこし心じた。

高齢者「電話」に注意

いようです。悪質な業
者は高齢者が抱く不
安や寂しさを利用し、
言葉巧みに説いています。
曖昧な返事や相づち
を打たず、「要りませ
ん」と言って手短
く電話を切りました。
電話を聞いて不審に思
つた地域の民生委員か
らの相談で被害を未然
に防いだ実例もあります。
1人暮らしの高齢
者のがトラブルに巻き込
まれないよう周囲が
見守ることも大切で
す。日頃から家族や友
人、近所の方と身近な
消費者問題について話
し合ったり、声を掛け合つたりしましょ
う。

【アドバイス】
電話勧説の場合、一
定期間内なら無条件で
契約を解除することができるクーリングオフ
制度が適用されます。
除外される場合もある
ため、早めに県や住まいの市町村の消費生活
相談窓口に相談してください。

(県消費生活・男女
共同参画プラザ)アイ
ネス、☎097-553
40999(消費生
活相談電話)